

令和8年度東成区役所外1箇所から排出する
一般廃棄物収集運搬業務委託(概算契約) 仕様書

1 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から一般廃棄物を収集し、大阪広域環境施設組合の処理施設へ運搬するものである。

2 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」(以下「法」という。)その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

3 許認可等

受注者は、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有していなければならない。また、本委託業務着手までに、同許可に関する許可証の写し(ただし、契約期間内に許可期限が有効であること)を東成区長(以下「区長」という)に提出すること。

また、契約期間内に許可期限が切れる場合においては、更新後、速やかに許可証の写しを提出すること。

4 履行期間

令和8年4月1日(契約締結日)から令和9年3月 31 日までとする。

5 業務内容

(1) 一般廃棄物の数量

(概算)4,048kg (週2回以上の収集運搬)

※ただし、契約量はあくまでも過去の実績から算出した予定量であるため、この量を上回るあるいは下回ることがあります。よって、収集運搬を確約したものではありません。

(2) 収集場所

【東成区役所】大阪市東成区大今里西2丁目8番4号(詳細は図面のとおり)

【東成区保健福祉センター一分館】大阪市東成区大今里西1丁目 19 番 29 号
(詳細は図面のとおり)

(3) 収集日、収集時間、収集回数

(ア) 収集日は平日とする。

(イ) 収集時間は、原則として、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、発注者の監督職員が別途指示する場合がある。

(ウ) 収集回数は週2回以上(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く)とする。

(エ) 収集日が祝日及び年末年始については、別途振替収集を行うこととする。

(4) 作業手法

(ア) 収集場所から一般廃棄物を収集運搬するにあたっては、積み残しのないよう収集すること。

(イ) 収集したごみは、速やかに指定された処理施設へ搬入すること。

(ウ) 収集運搬にあたっては、法及び本市処理施設の搬入基準に基づき、適正に処理しなければならない。

(エ) 原則として本業務で収集したごみに他のごみを積み合わせることなく、処理施設に搬入すること。

(才) 常に清潔で安全に収集を行い、廃棄物が周辺に散乱することの無いよう心がけ、周辺に散乱させた場合は速やかに清掃を行い清潔の保持に努めること。

6 提出書類

- (1) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。
- (3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。

7 使用車両

- (1) 受注者は、本業務着手までに、作業に使用する車両について、区長に「使用予定車両届」及び必要書類(車検証の写し、車両写真(前姿、側姿、後姿の3方向から撮影されたもので、前姿、後姿についてはナンバープレート、側姿については大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っていること)、借受け車両の場合は所有者の使用承諾書)を提出し承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、承認を得た車両以外の車両を本業務に使用してはならない。なお、使用車両に変更があった場合は、速やかに「使用予定車両変更届」及び必要書類(減車については変更届のみ、増車・入替えについては車検証の写し、車両写真(前姿、側姿、後姿の3方向から撮影されたもので、前姿、後姿についてはナンバープレート、側姿については大阪市環境局が定める大阪市一般廃棄物収集運搬許可業者の車体表示が写っていること)、借受け車両の場合は所有者の使用承諾書)を提出し承認を得なければならない。
- (3) 本業務に使用する車両については、車両使用に係る特記仕様書(別添)に適合するものを使用すること。
- (4) 受注者は、本業務に使用する車両が大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者からの借受車両である場合は、当該許可業者の大阪市一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載されていない車両(大阪市承認車両でない車両)でなければならない。
- (5) 収集作業に際しては通行車両、通行者の安全を確保するとともに、近隣住民に不安・不快感を与えないよう細心の注意を払うこと。
- (6) 受注者名、大阪市東成区の受託業務車両である旨の表示すること。

8 処理施設

- (1) 処理施設は、大阪市環境局の搬入計画上、原則として東成区、生野区、鶴見区、東住吉区、平野区内で発生した一般廃棄物については八尾工場、その他の区で発生した一般廃棄物については舞洲工場とする。
- (2) 舞洲工場への通行経路は、原則として次のとおりとする。

最終収集区	通行経路（往復）
此花区	指定無し
福島区	安治川右岸線（※1）
その他	高速道路又は夢舞大橋（※2）

(※1)搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し。
復路に高速道路、夢舞大橋の利用も可。

(※2)搬入後、此花区の収集に向かう場合は復路の指定無し、
福島区の収集に向かう場合は復路に安治川右岸線の利用も可。

- (3) 前項の規定にかかわらず、環境局の運営上の事由により、指定工場以外の工場に搬入先を変更することがあった場合、受注者は協力すること。

9 自動計量システムICカード

自動計量システムICカードは大阪市環境局が貸与したものを使用すること。

10 収集運搬量

提出された計量票の写しに記載された数量をもって収集運搬量とし、出来高とみなす。

11 報告

受注者は、日次作業終了後、発注者の指定する報告書(別紙1「一般廃棄物管理票」)により、車両ごとの収集運搬した実績等を記載し、ごみ搬入票の写しとともに翌営業日中に発注者の監督職員へ提出すること。

12 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 作業にあたっては、粉塵の飛散防止を行う等し、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 収集作業中は、周囲の人や車両等の安全を妨げることのないよう十分に配慮すること。
- (3) 収集・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (4) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者へ報告し、指示を受けること。
- (5) 処理施設の受入基準に合致しないごみについては、発注者の監督職員の指示に従い対応すること。
- (6) 収集当日の最終運搬車両が搬出する時点で、収集場所にごみを残すことなく収集することを基本とするが、状況により積み残す場合は、発注者の監督職員の承諾を得ること。

13 経費の負担

本業務にかかるごみ処分費及び使用する運搬用具・機材、大阪市環境局の廃棄物処理施設における一般廃棄物処理手数料の一切は、受注者の負担とする。

14 損害の負担

受注者の故意又は過失により、処理施設・その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。

また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

15 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - ・東成区役所外1箇所から排出する一般廃棄物収集運搬業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札

に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

16 概算契約

本業務の数量は概算であり、本市の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細(別紙)の単価に履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

概算契約の内訳明細(別紙)については、業者決定後、発注者と協議を行う。

17 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

18 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

19 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとなるよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

20 業務委託料及び業務委託料の部分払い等

業務委託料は、東成区役所庁舎、東成区保健福祉センター分館の各々において算出し、消費税を乗じること。請求書はまとめても良いが、内訳がわかるよう表記すること。

受注者は、本業務の履行完了前に、出来高部分に相応する業務委託料相当額について、部分払いを請求することができる。ただし、この請求は月1回を超えることはできない。

21 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に疑義が生じたときは、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (3) 一般廃棄物処理手数料に改定があった場合は、改定実施日より金額変更を行うものとする。

- (4) 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を遵守しなければならない。
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱を遵守しなければならない。(別添特記仕様書添付)
- (6) 本仕様書に記載がないこと及び疑義が生じた場合は、見積書提出までに担当者に確認しなければならない。
- (7) 本契約は令和8年度予算の発効をもって成立する。

22 事業担当

東成区役所総務課

電話:06-6977-9848

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
一般廃棄物処理料			
業務委託料総額（税抜）			円
消費税及び地方消費税相当額			円
業務委託料総額（税込）			円

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

(正) (副)

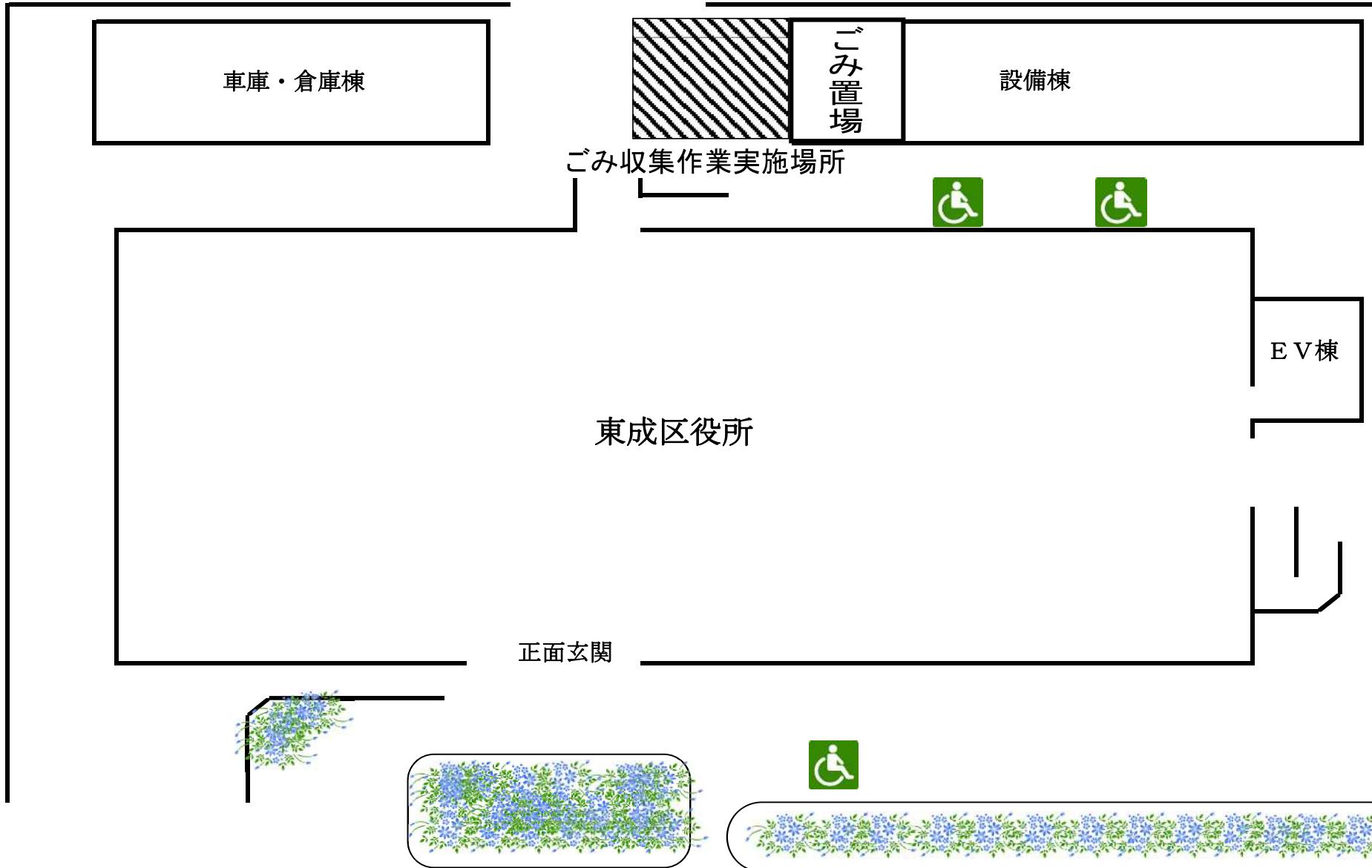
東成区役所 一般廃棄物管理票

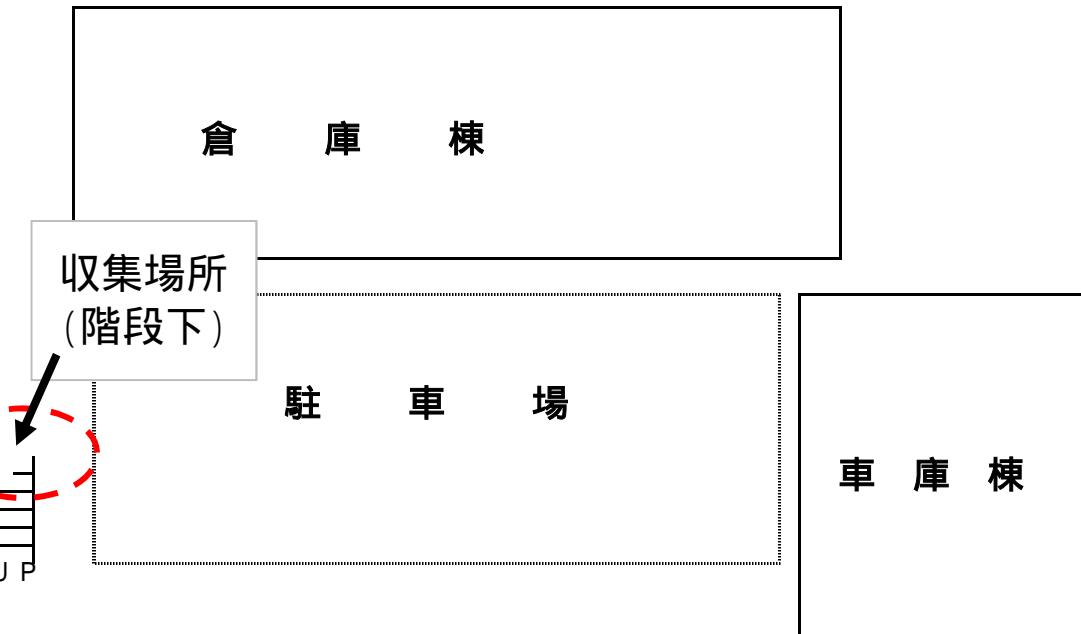
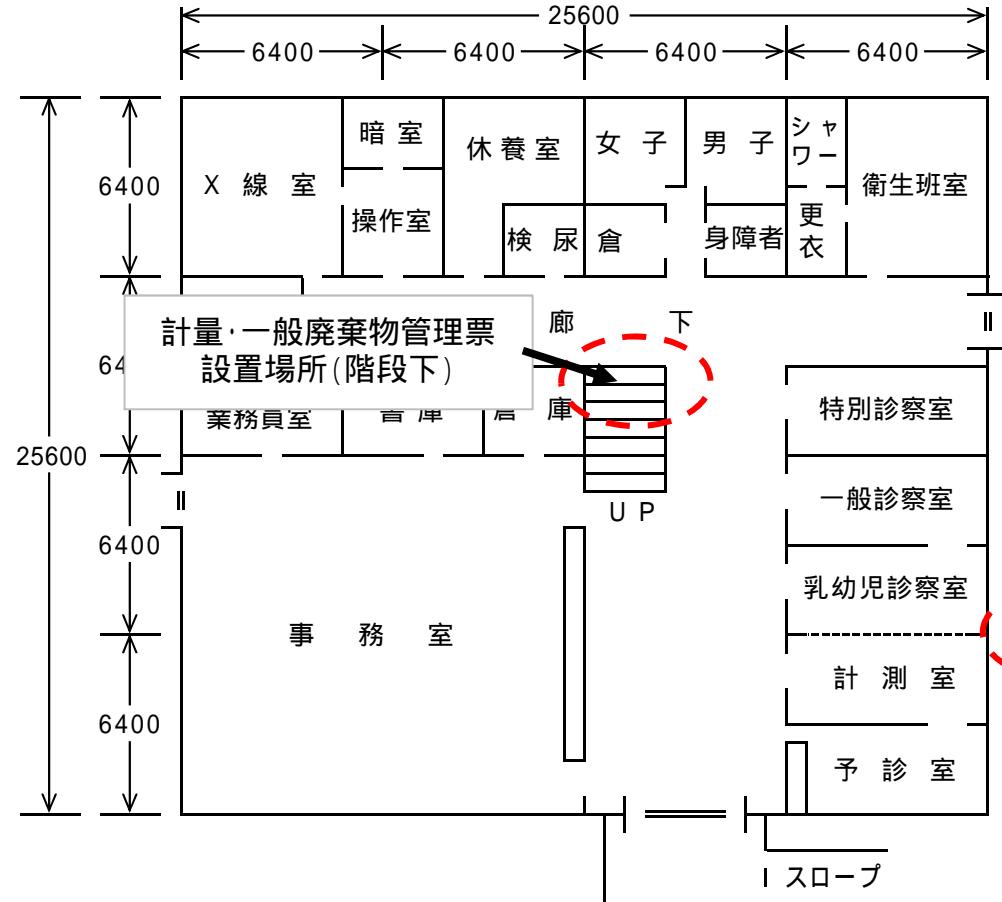
交付年月日	令和 年 月 日 ()	
交付担当者		
事業者(排出者) 及び事業場	名称	大阪市東成区役所
	住所	〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2-8-4
	電話番号	06-6977-9625
廃棄物量	個	
	kg	
運搬受託者	氏名又は名称	
	住所	
	電話番号	
運搬先の事業場 (処分事業場)	名称	大阪広域環境施設組合 八尾工場
	住所	〒581-0851 八尾市上尾町 7-1
	電話番号	072-923-4226
運搬の受託	運搬終了年月日	令和 年 月 日
	(受託者の氏名又は名称)	
	(運搬担当者の氏名)	

東成区役所 一般廃棄物管理票

交付年月日	令和 年 月 日 ()	
交付担当者		
事業者(排出者) 及び事業場	名称	大阪市東成区保健福祉センタ一分館
	住所	〒537-0014 大阪市東成区大今里西 1-19-29
	電話番号	06-6977-9625
廃棄物量	個	
	kg	
運搬受託者	氏名又は名称	
	住所	
	電話番号	
運搬先の事業場 (処分事業場)	名称	大阪広域環境施設組合 八尾工場
	住所	〒581-0851 八尾市上尾町 7-1
	電話番号	072-923-4226
運搬の受託	運搬終了年月日	令和 年 月 日
	(受託者の氏名又は名称)	
	(運搬担当者の氏名)	

ごみ収集車出入口





東成区保健福祉センター分館

車両入口